

有限会社岡崎建設

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに全ての従業員が仕事と生活の調和を図り、その能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるようするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）

2. 目標と取組内容・実施時期

《次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標》

目標 1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知や情報提供を行う。

《実施時期・取組内容》

- ① 令和 7 年 4 月～ 就業規則及び育児休業等規程等を従業員がいつでも閲覧できるよう共有スペース及び社内ネットワーク上に常備する。
- ② 令和 7 年 4 月～ 法に基づく諸制度の情報収集を行い、休業等希望者を把握した際には個別に情報提供を行う。
- ③ 令和 7 年 4 月～ 将来的に「育児休業取得率 100 %」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける。

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人あたり平均年間 11 日以上とする。

《実施時期・取組内容》

- ① 令和 7 年 4 月～ 従業員に対して年次有給休暇の取得可能日数を周知するとともに、計画的な取得を呼びかける。
- ② 令和 7 年 9 月～ 従業員の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ③ 令和 7 年 10 月～ 年次有給休暇を取得していない従業員に対しては個別に面談を行い、有給休暇取得計画を策定する。
- ④ 令和 8 年 4 月～ 1 年度ごとに、①～③の対策を実施する。